

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成30年度第2四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	南系統ごみ輸送管修繕	産業用機器	(株)ビルド	1,350,000	平成30年7月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大宮詰所 ブロック塀緊急修繕	その他材料	(有)丸永建設	1,663,200	平成30年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
3	都島詰所 ブロック塀緊急修繕	その他材料	マルショウ工務店 治久丸宏和	1,325,268	平成30年8月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
4	中部環境事業センター ブロック塀緊急修繕	その他材料	(株)近建	1,134,000	平成30年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
5	公害工場跡地(奥小路製鋼) ブロック塀緊急修繕	その他材料	永興建設(株)	1,404,000	平成30年8月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
6	松原霊園 ブロック塀緊急修繕	その他材料	(株)山之内組	1,605,441	平成30年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
7	生江霊園 ブロック塀緊急修繕	その他材料	(株)大野組	1,998,000	平成30年9月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
8	上辻霊園 ブロック塀緊急修繕	その他材料	ウエスト工業(株)	1,941,840	平成30年9月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-
9	御崎詰所 ブロック塀緊急修繕	その他材料	関西リフォーム(株)	1,663,200	平成30年9月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	K8	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港管路輸送センター 南系統ごみ空気輸送管修繕

### 2 契約の相手方

(株) ビルド

### 3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

先日の大雨の影響により、南港ポートタウン内のごみ輸送管の穴開き箇所から地下水が浸入し、輸送管内のごみに吸収されたため空気輸送されずに閉塞を発生させる状況に至っている。この状況が続けば輸送管内のごみが完全閉塞され、その結果南系統の全域にわたってごみの収集ができなくなることが想定される。

こうした状況を回避し住民生活に支障をきたさないようにする観点から、修繕を行うものである。

南港ポートタウン内に直接地下埋めされた総延長 11 キロメートルにわたる南港管路輸送設備のごみ輸送管は、ごみ収集設備の構成の一部で、大成建設(株)が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった(株)ビルドに委嘱されており、これまでもごみ輸送管の維持補修にも実績があり、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で安全に行うことができる。

本業務は、地下埋めされたごみ輸送管内の修繕業務を実施することから、輸送管の構造はもとより過去の補修経過を熟知している必要があるため、またごみ収集の性質上、長期の停止が行えず時間的制約があるため短期間で業務を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であることから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ビルドのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課南港管路輸送センター  
(電話番号 06-6612-4981)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大宮詰所ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

有限会社丸永建設

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、大宮詰所のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、(有)丸永建設と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

都島詰所ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

マルシヨウ工務店

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、都島詰所のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、マルシヨウ工務店と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中部環境事業センターブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

株式会社近建

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、中部環境事業センターのブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所施設の安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、(株)近建と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)

1 案件名称

公害工場跡地（奥小路製鋼）ブロック塀緊急修繕

2 契約の相手方

永興建設株式会社

3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、公害工場跡地（奥小路製鋼）のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、永興建設（株）と緊急特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

（電話番号 06-6630-3368）

環境局総務部総務課

（電話番号 06-6630-3126）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

松原霊園ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

株式会社山之内組

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、松原霊園のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、(株) 山之内組と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

生江霊園ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

株式会社大野組

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、生江霊園のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、(株)大野組と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

上辻霊園ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

ウエスト工業株式会社

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、上辻霊園のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の撤去及び仮フェンスの設置を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、ウエスト工業（株）と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

御崎詰所ブロック塀緊急修繕

### 2 契約の相手方

関西リフォーム株式会社

### 3 随意契約理由

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪北部を震源とする地震の影響により、御崎詰所のブロック塀がひび割れて損傷し、余震等で倒壊の危険性がある。また、人通りのある道路に面していることから至急撤去を行い、安全を確保する必要があるため、緊急に修繕を行うものである。

地震発生後、当局所管 226 箇所の施設全ての安全点検をしている最中、西日本豪雨、また台風 12 号の影響により、さらに倒壊の危険が高まったため、早急に調査・点検を実施した結果、9 件のブロック塀について倒壊の恐れがある旨判明した。

当局の「少額修繕及び緊急補修施工登録名簿」に登録のある業者へ即座に対応できるか問い合わせたが、多数の業者が、度重なる災害により重機・技術者等の確保が困難であるとの回答であった。しかしながら、9 者が対応可能との回答を得たため、各者と協議の結果、施工可能な順にブロック塀の補強を行うこととする。

上記の理由により、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、関西リフォーム（株）と緊急特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

### 5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3368)

環境局総務部総務課

(電話番号 06-6630-3126)